

子ども・子育て支援新制度の主なポイント

【保育の認定】

- ・新制度では、保護者は給付を受ける資格があることの申請を市区町村に行い、それに基づいて市区町村が認定を行います。

年齢	保育の必要性の有無	認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	無	1号認定	認定こども園、幼稚園
	有	2号認定	認定こども園、保育所
満3歳未満 (0～2歳)	有	3号認定	認定こども園、保育所、地域型保育事業
	無	認定対象外	—

※認定基準は、国の基準を踏まえて市町村で定めることとなります。

【施設・事業】

区分	対象年齢	施設・事業名	内容
教育・保育施設	3～5歳児	幼稚園	満3歳から小学校就学前までの子を預かり、幼児教育を行う。延長して預かり保育を行うこともある。
	主に0～5歳児	認定こども園	保護者の仕事の状況にかかわらず、子どもを受入れ、教育・保育を一体的に行う（幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設）。
		保育所	保護者が仕事などのため日中家庭で保育できない子を預かる。
地域型保育事業	主に0～2歳児	小規模保育	保護者が仕事などのため日中家庭で保育できない子を預かる。A型・B型・C型がある。
		事業所内保育	病院や企業が、主に従業員の子を預かるために運営。（新制度での給付対象となるためには、従業員の他、地域の子にも保育の提供が必要）
		家庭的保育	保護者が仕事などのため日中家庭で保育できない子を預かる。
		居宅訪問型保育	いわゆるベビーシッター。主に、特別なケアが必要な子の保育や、保護者の夜間勤務等に対応

【新制度での給付対象となるための認可と確認】

- ・新制度による給付対象となるために、施設や事業者は、児童福祉法等による「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」を受ける必要があります。

区分	施設・事業名	認可の権限	確認の権限
教育・保育施設	幼稚園	東京都 (一部、指定都市等へ権限移譲の場合あり)	墨田区 ※会計処理や情報公開などの基準を満たし、給付対象施設・事業者として適格か。
	認定こども園		
	保育所		
地域型保育事業	小規模保育	墨田区 ※人員配置や面積など施設・事業に必要な基準を満たしているか。	
	事業所内保育		
	家庭的保育		
	居宅訪問型保育		